

## 災害時における空中写真撮影等による被災状況調査に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と朝日航洋株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における空中写真撮影等による被災状況調査の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震・津波・風水害等の異常な自然現象による災害時において、緊急的な空中写真撮影、航空レーザ測量、衛星画像処理等の実施により、被害の早期把握による生命財産の保全、拡大防止、被災地域の復旧復興に資することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、徳島県内における災害発生箇所等とする。

### （支援要請及び受諾）

第3条 甲は乙に対し、次の各号の事項について支援を要請することができる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、できる限り速やかに対応するものとする。

（1）乙が自主撮影した空中写真等の提供

（2）その他、地理情報等を用いた応急対策及び復旧対策に関し、甲乙双方が本協定による支援として行うことを適当と認めたもの

2 前項の規定に関わらず、甲は、次の各号の事項に該当する場合、乙が当該要請を受諾することができないことを予め同意するものとする。

（1）乙が予定している作業拠点が被災し、支援に必要な機材、作業場所が稼働できない場合

（2）乙の作業員が被災し、支援に従事できない場合

（3）国、関係機関等により、飛行規制が行われた場合

（4）通信インフラの不通又は輻輳等により、通信回線が利用できない場合

（5）想定できない事象により支援できない場合

（6）その他支援が困難であると乙が判断する特別な事情がある場合

### （費用負担）

第4条 前条第1項に規定する支援に要する経費は、次のとおりとし、有償の場合は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとし、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（1）前条第1項第1号に規定する支援については無償とする。ただし、乙の自主撮影以外に甲が乙に対して、撮影箇所、撮影手法等を指定した場合は有償とする。

（2）前条第1項第2号に規定する支援については有償とする。

### （支援要請の手続き）

第5条 甲が第3条第1項に規定する支援を必要とするときは、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、受託した支援が完了したときは、速やかに、甲に対し、文書により、必要事項を報告するものとする。

### （遵守事項及び非保証）

第6条 第3条第1項に規定する支援により、乙が甲に提供した資料等については、本協定の目的の範囲において、甲の内部において使用又は利用するものとし、甲は有償無償を問わず、第三者に、当該資料等を使用又は利用並びに配布、譲渡、貸与、販売、リースする行為を行ってはならない。

2 乙は甲に対し、前項に規定する資料等を現状有姿のまま提供するものとし、当該資料等に欠落等がないこと及び品質、並びに甲が期待する機能・性能・価値を有すること及び目的・利益・その他の要求を満足するものであることについて、一切保証しないものとする。

(機密保持)

第7条 乙は、甲の支援にあたり知り得た甲の業務上の機密について、外部に漏らしたり、又は他の目的に利用したりしてはならない。本協定の終了後も同様とする。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第8条 乙は、情報セキュリティの重要性について強く認識し、支援を行うに当たっては、甲が定める情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティ事故等の発生を確認した場合は、遅滞なく甲にその詳細を報告し、甲の判断を仰ぐものとする。

(知的財産権)

第9条 空中写真等の知的財産権については、乙に帰属するものとする。ただし、甲が保有する情報をを利用して作成されたデータの知的財産権については、支援の完了後に甲乙協議するものとする。

(連絡体制の整備)

第10条 甲乙は、本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 乙が甲以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲からの支援要請に積極的に努めるものとする。

(情報の共有等)

第11条 甲乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年度末までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後この例による。

本協定締結の証しとして、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年9月30日

甲 徳島県  
徳島県知事 後藤田正純

乙 東京都江東区新木場四丁目7番41号  
朝日航洋株式会社 代表取締役社長 加藤 浩士